

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第29号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年6月3日 07時40分ごろ
発生場所	福島県いわき市の鮫川河口南東方沖 いわき市所在の小名浜港第2西防波堤南灯台から真方位252° 2.45海里付近 (概位 北緯36°54.0′ 東経140°49.0′)
事故等調査の経過	平成26年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 濤栄丸、4.9トン FS3-5868（漁船登録番号）、個人所有 第231-19258号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、鮫川河口南東方沖において、東日本大震災で生じた瓦礫等の回収のために僚船1隻と共にえい網を行った後、僚船から網の一端のロープを受け取って船尾から揚網作業を始め、船長が、揚網機を操作してロープの巻き取り中、揚網機の回転が悪かったので、作動している揚網機後部から注油を行おうとしたところ、平成26年6月3日07時40分ごろ右手に着用した手袋の先端が揚網機に挟まれ、右腕の肘付近まで巻き込まれた。 船長は、僚船に移乗していわき市勿来漁港に運ばれた後、僚船の乗組員が手配した救急車によって病院に搬送され、右前腕部打撲等と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、揚網作業中に揚網機に注油を行ったことはなかったが、本事故当時、瓦礫等の回収作業で使用する網のロープが操業時よりも長く、網が揚がるまで余裕があると思い、注油を行うこととした。 本船の網には、瓦礫等の重量物は入っておらず、破損した網などのごみ類が入っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	あり あり

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は鮫川河口南東方沖で揚網作業中、船長が、漁業操業時より長いロープを使っており、網が揚がるまで余裕があると思い、揚網機の回転が悪かったので、作動中の揚網機に注油を行おうとしたことから、右腕を揚網機に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が鮫川河口南東方沖で揚網作業中、船長が、作動中の揚網機に注油を行おうとしたため、右腕を揚網機に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・揚網機に注油等を行う際には、揚網機を停止してから行うこと。